

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表について (平成29年4月版)

○ 介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表の対象となる方

- ・ 基本チェックリストを受けて**事業対象者**となった方
(介護保険証の「要介護状態区分等」欄に「事業対象者」と印字されています。)
- ・ 要支援認定(更新、区分変更を含む)の有効期間の開始時期が平成29年4月1日以降の要支援者
 - ※1 有効期間の開始時期が平成29年3月31日以前の要支援者は、有効期間が満了する日まで予防給付の利用者ですので、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスコードを利用します。
 - ※2 予防給付から総合事業へ完全に移行するのは、平成30年4月1日になります。
それまでの1年間は、**総合事業のサービスコードと予防給付のサービスコードが混在することになります。事業費を請求する際はご注意ください。**
 - ※3 総合事業は、市町村によって運営基準、サービスコード等が異なります。
黒石市内の事業者が**他市町村の被保険者**(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、**当該市町村が設定するサービスコード**を使用します。
また、他市町村に所在する事業者が**黒石市の被保険者**(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、黒石市の基準等により、**黒石市が設定するサービスコード**を使用します。

○ サービスコードの種類

訪問型サービス

- 1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表(サービス種類コードA1)
平成27年3月31日までに県による介護予防訪問介護の指定を受けていた総合事業の「みなし指定事業者」が使用します。
- 2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)
市により平成29年4月以降の介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に県による介護予防訪問介護の指定を受けた事業者)が使用します。
- 3 訪問型サービス(独自/定率)サービスコード表(サービス種類コードA3)
利用者が給付制限を受けている場合に使用します。

通所型サービス

- 1 通所型サービス(みなし)サービスコード表(サービス種類コードA5)
平成27年3月31日までに県による介護予防通所介護の指定を受けていた総合事業の「みなし指定事業者」が使用します。
- 2 通所型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6)
市により平成29年4月以降の介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を受けた事業者(平成27年4月1日以降に県による介護予防通所介護の指定を受けた事業者)が使用します。
- 3 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表(サービス種類コードA7)
利用者が給付制限を受けている場合に使用します。